

岩手県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 釜石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 東部地区
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 釜石市大町一丁目の一部、大町二丁目の一部、大渡町一丁目の一部、大渡町二丁目の一部、只越町二丁目の一部及び只越町三丁目の一部
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成24年12月28日から平成28年3月31日まで